

令和5年度 岸和田市市展委員会 第3回委員会本会 会議録

1. 名称	令和5年度 岸和田市市展委員会 第3回委員会本会
2. 開催日時	令和5年12月15日（金）午後2時～午後3時
3. 開催場所	岸和田市立文化会館 創作実習室2
4. 公開・非公開の別	公開
5. 出席者	西村委員長、仲村松堂副委員長、仲村和久委員、山本委員、 西念委員、帯野委員、川崎委員 以上7名
6. 欠席委員	なし
7. 事務局	田宮課長、森川担当員、清水担当員 以上3名
8. 傍聴者	なし
9. 次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 委員長挨拶 3. 報告 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和5年度 市展受賞作品展について (2) 令和5年度 文化の日祝典について 4. 案件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和6年度 第75回岸和田市市展について <ol style="list-style-type: none"> ① 会期の組合せについて ② 作品募集要領（案）・書の釈文用紙（案）・写真の作品規格（案）について ③ 市展委員について ④ 作品解説時間について ⑤ 広報活動について ⑥ 会場内での写真撮影について (2) その他 5. 閉会
10. その他	
会議録承認	令和5年12月26日 委員長承認

1. 開会 田宮課長より挨拶

2. 委員長挨拶 西村委員長より挨拶（進行）

3. 報告

（1）令和5年度 市展受賞作品展について

事務局から、出品点数・入場者数などを報告。

（2）令和5年度 文化の日祝典について

事務局から、案内送付数、出席者数などを報告。

4. 案件

（1）令和6年度 第75回岸和田市市展について

① 会期の組み合わせについて

1期 洋画展、2期 写真展、3期 書展・俳画展 4期 陶芸展・日本画展の組み合わせに変更。

⇒了承

② 作品募集要領（案）・書の釈文用紙（案）・写真の作品企画（案）について

出品申込書（案）の「技法・撮影場所・制作意図」欄についての必要性を事務局より確認。

洋画部門

「技法」は、従来より設けている欄であるため、必要である。

写真部門

「撮影場所」・「制作意図」は、必要である。

近年AI技術が広がっており、審査をする上で、そういった記述があれば参考となる場合もあるため、残しておいてほしい。

書部門

書の出品者で記入している人は極めて少ないかと思う。審査に影響があるものではないため、不要。記入箇所が少ない方が、出品者の負担も少ないのではないか。

陶芸部門

出品者自らが記入されたい場合は記入してもらおうということではないか。

日本画部門

もし記入されているような場合は、審査時の参考となり得る。

俳画部門

俳画は、絵と俳句の部門であり、外国のような風景を描かれている場合に、どこの国かが「制作意図」に書かれていれば参考となる場合があるため、残しておいてもらいたい。

事務局

従来通り、出品申込書（案）の「技法・撮影場所・制作意図」欄は残すこととする。

③ 市展委員について

・令和6年度本会委員

洋画：仲村和久委員、写真：山本委員、書：仲村松堂委員、日本画：帯野委員、
陶芸：武井委員、俳画：川崎委員、学識経験者：西村委員長

・部会委員

洋画、写真、日本画、陶芸、俳画は資料9どおり。

書：奥委員、齊藤委員、仲村委員、根来委員、原委員、森口委員

④ 解説時間について

洋画：15時、写真：15時、書：15時半、俳画：15時、陶芸：15時半、日本画：15時

⑤ 広報活動について

今後の記事掲載予定、募集要領送付予定を報告。

⑥ 会場内での写真撮影について

来年度より会場内での写真撮影を可とする案について事務局より提案。

資料3の網掛け部分「来場者が作品を撮影し、SNS等インターネット上で掲載することがあります。予めご理解のうえ、ご出品ください。」という文言を追加、また、出品申込書に写真撮影の可否についての項目を追加しキャプションにその旨を記載する等を提案。

陶芸部門

誰もがスマートフォンを持っている時代であり、撮影禁止は難しいと感じる。ただし、三脚不可など鑑賞の妨げとならないようにすべきである。

洋画部門

賛成である。有料の展覧会なら話は別だが、市展は無料で行っており、誰もが気軽に見ることができる。「この作品に関しては撮影禁止」と展覧会の会場で表記することは、いかがなものかと思う。「作品規格」への文言追加だけで十分ではないか。

写真部門

同意見である。近隣市の市展をよく見に行くが、撮影可否がキャプションに書かれているものは見たことがない。ただ、「SNS等インターネット上で掲載することがあります」と記載されていると出品意欲の妨げとなるため、「撮影される場合があります」程度にすべきではないか。

陶芸部門

会場内等で「撮影可」とまで書く必要はない。「フラッシュ撮影はご遠慮ください」等撮影の妨げとなる行為の禁止について書くべきである。

洋画部門

SNS等を通して市展が広がっていく、出品者数が増えていくという可能性は大いにある。それを利用していくべきである。行き過ぎた場合は問題であるが、良い方向にもっていくようにして欲しい。

事務局

出品者には、撮影可となり作品が撮影されることがあるということを、作品募集時にお知らせしたいと考えている。

また、来場者には、市展＝鑑賞の場であるという大前提をもとに、フラッシュ撮影禁止、三脚不可等、撮影そのものを目的としている行為は禁止である旨を、目録や会場内で周知したいと考えている。

委員長

あまり詳細を書く必要はないというご意見をもとに、撮影禁止から撮影可に変更したという旨がわかるように、事務局で表現方法を工夫されたい。

詳細は、事務局に一任ということでよいか。

⇒了承

(2) その他

事務局から事務連絡

5. 閉会